

庄内農業高等学校いじめ防止等の基本方針

未然防止

- (1) 教職員による「いのち」の教育。また、いじめが許されないことを、学校教育全体を通じて指導。
- (2) いじめ防止のための組織「いじめ防止委員会」の設置。
- (3) 生徒の主体的な取り組みとして、いじめ防止についての自主的な活動を促す指導。
- (4) 保護者が学校に相談しやすい体制を作り、家庭・地域と連携する。

[学校]

- ・「いのち」の教育
- ・「いじめ防止委員会」
- ・生徒の主体的な活動

[家庭・地域]

- ・家庭教育の充実
- ・学校との連携

早期発見

- (1) アンケート等により、見えにくいいじめを察知。
- (2) 相談窓口などの組織的な対応。
- (3) PTA 総会等をとおして、家庭や地域と連携する。

[教職員]

- ・生徒との個人面談、日常的な会話や観察
- ・アンケート、チェックリスト等の活用

[生徒・保護者からの情報や相談]

- ・アンケート、チェックリスト、目安箱等の活用
- ・情報通信機器についての講習
- ・PTA 活動等を通しての基本方針の周知

[校内組織]

- ・相談窓口の周知、環境整備
- ・管理職への報告・組織的な情報収集

適切な対応

- (1) 早期対応
- (2) 組織的対応
- (3) いじめの解消

素早い事実確認

① 正確な情報収集

被害者の安全確保

② 指導体制・方針の確認

被害生徒、加害生徒及びその保護者に対する組織的な対応

③ 生徒への指導・支援

④ 事後の対応

集団への指導、働きかけ

[解消の要件]

- ① いじめに係る行為が止んでいること
(少なくとも3ヶ月以上)
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

教育的諸課題から配慮が必要な生徒について

・学校として、日常的に特性を踏まえた適切な支援や指導を行う。

1 発達障がいを含む障がいのある生徒

2 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒

4 被災生徒

重大事態への対応

・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる時等

・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時

直ちに警察署に通報する

点検・評価 -学校評価と内部評価-

・いじめの問題の取り組みについて、教職員・生徒・保護者による内部評価を実施し、その取り組みを学校関係者評価委員より評価いただき、随時改善を図る。

1 いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

2 地域や家庭との連携

3 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル